

羽幌町犯罪被害者等支援条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

[解説]

第1条では、この条例を制定する目的について示しています。

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、その直接的な被害に加え、周囲の無理解や心無い対応等による間接的な被害に苦しめられることも少なくありません。このような状況の下、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年4月1日に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」といいます。）が施行され、基本法において国や地方公共団体が様々な施策を推進して犯罪被害者等の支援を行うことが定められています。

この条例は、基本法に基づき、羽幌町における犯罪被害者等の支援に関する基本理念等を定めるほか、各種支援について基本となる事項を定めることで、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減」や「安全安心に暮らすことができる地域社会の実現」に寄与することを目的として制定します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内で活動を行

う団体をいう。
(7) 事業者 町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

[解説]

第2条では、この条例の各用語の定義を定めています。

第1号の「犯罪等」とは、殺人、強盗、放火、強制性交、傷害等刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいいます。また、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいい、例えば、いじめ、虐待、DV、ストーカー行為、性暴力等が該当します。

第2号の「犯罪行為」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「給付法」といいます。）において定義されている犯罪行為のことをいい、第1号の「犯罪等」の範囲とは異なる範囲を定義したものととなります。これは、羽幌町における第8条に定める見舞金の支給対象を、給付法による国の犯罪被害者給付金と同一のものとするためです。

参考：給付法第2条第1項
(定義)

第2条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

給付法で犯罪行為として定める「人の生命又は身体を害する罪に当たる行為」とは、生命犯や身体犯をいい、具体的には殺人、強盗殺人、強盗致死傷、傷害、強制性交等致死傷等を指します。

なお、国の犯罪被害者給付金と同様に、交通事故等の過失による犯罪行為は見舞金の支給対象となりませんが、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条に規定する危険運転致死傷罪は支給対象となります。

第3号の「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者本人だけでなく、その家族又は遺族を含めた範囲をいいます。本人だけでなく、その家族又は遺族も犯罪等により家族を失う等の生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるためです。

第4号の「二次的被害」とは、犯罪被害者等が周囲の人からの配慮に欠ける言動、

インターネット等での誹謗中傷又は報道機関等による過度な取材若しくは報道により正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じた被害をいいます。犯罪被害者等が受ける被害は、加害者のみならず、第三者の行為によっても生じうるものであるため、二次的被害を明確にしています。

第5号の「関係機関等」とは、国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者支援センター等の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等関係する者をいいます。犯罪被害者等の支援は、羽幌町が単独で行うものではなく、関係団体が連携協力して取り組んでいく必要があることから、関係機関等を明確にしています。

第6号の「町民等」とは、町民だけでなく、町内に居住する者、通勤する者、通学する者及び町内で事業を行う団体をいいます。犯罪被害者等の支援については、社会全体の理解とそれに基づく協力が重要になることから、地域のすべての人々を明確にしています。

第7号の「事業者」とは、法人・個人の別を問わず、町内で事業活動を行うもの全般をいいます。なお、業種を指定するものではありません。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分に配慮して行わなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援が提供されるよう、行わなければならない。

[解説]

第3条では、基本法の理念に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めています。

個人の尊厳は、憲法に規定されており、すべての人が人間として尊く厳かな存在ですが、犯罪被害者等はその尊厳を著しく損なわれており、その尊厳を取り戻すために、羽幌町の施策は犯罪被害者等の尊厳を最大限に尊重し、その尊厳にふさわしい処遇を保障するものでなければなりません。

犯罪被害者等が置かれている状況は個々の事情で差異があり、必要とされている支援内容も異なるため、事情に応じた適切な支援が求められます。また、犯罪被害者等への支援の過程において、二次的被害が発生しないようそれぞれの事情に十分

に配慮することとしています。

犯罪被害者等への支援は、時間の経過や生活環境、支援の効果等により必要な支援内容が変化することが考えられます。犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、途切れることなく継続的に必要な支援を提供しなければならないことを明確にしています。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

[解説]

第4条では、羽幌町の責務を定めています。

基本理念に則り、羽幌町は最も身近な行政機関として、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、各種支援等に関する相談や必要な情報提供等必要な支援を行う責務があることを定めるものです。

また、犯罪被害者等の支援は多岐にわたり、関係機関等において専門的知見をもって様々な支援が行われています。適切に途切れなく円滑に支援を行うため、羽幌町は関係機関等と連携・協力しなければならないことを定めるものです。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

[解説]

第5条では、町民等の責務を定めています。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるようになるためには、地域の人々の理解と協力が必要不可欠です。国の第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）においても、「犯罪被害者等のための施策の効果は、国民の理解・協力がなければ十分に発揮されない。犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができることから、犯罪被害者等のための施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である。」と明記されています。

犯罪被害者等の立ち直りの妨げとなっている大きな要因として、犯罪被害者等への偏見があります。犯罪被害者等に対する偏見が強い犯罪として、性暴力犯罪、配偶者間暴力、児童・高齢者虐待、ストーカー犯罪、特殊詐欺等があり、これらの被害者等に対して、「付け込まれる隙があったのではないか」等の偏見を持つ人がいます。このような間違った認識を改めることが重要であり、町民等には犯罪被害者等への正しい認識を持つことが求められます。

犯罪被害者等が地域社会で孤立してしまうことも少なくなく、被害からの回復の大きな妨げになっています。町民等の一人一人が犯罪被害者等支援の担い手としての自覚を持ち、行動することが期待されることから、町民等の責務として「犯罪被害者等支援の必要性についての理解」「施策への協力」を明記しています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとする。

[解説]

第6条では、事業者の責務を定めています。

犯罪被害者等が犯罪被害による直接的な心身への影響や通院、捜査や裁判手続きへの対応をはじめとするさまざまな事情によって仕事を休まざるを得ない等の場合、職場の理解と協力、配慮が求められます。

加えて、被害に遭う前と同じように働くことができるよう、事業者には職務内容や勤務体制等職場環境の整備に特段の配慮が必要となります。

また、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について従業員の理解を深める機会を設ける等、羽幌町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めることを、事業者の責務として明確にしています。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

[解説]

第7条では、羽幌町が犯罪被害者等に対し相談及び情報の提供等を行うこと並びに窓口を設置することについて定めています。

犯罪被害者等の支援は、多様な支援が求められることから、羽幌町が犯罪被害者等に対し、必要に応じて相談に乗り、情報提供を行い、助言を行うとともに、関係機関等と連絡調整を行っていくことが必要となります。関係機関等との連携により、確実に犯罪被害者等の支援の実効性を高めるとともに、犯罪被害者等の人権を最大限尊重しなければならないことから、個人情報の取扱いについては特段の配慮を強く求められることとなります。

また、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口を羽幌町に設置することとします。

(見舞金の支給)

第8条 町は、犯罪行為により犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、町長が別に定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

[解説]

第8条では、見舞金の支給について定めています。

見舞金は、犯罪行為により死亡した方の遺族又は重傷病を負った方に対して、生活費、医療費等の経済的負担の軽減を図るために羽幌町が支給することと、その額を定めています。

なお、この条における「犯罪被害者等」は、給付法に定める「犯罪行為」により被害を受けた「犯罪被害者等」のことを指しています。

また、その他見舞金の支給対象や申請手続等の詳細は、町長が別に定めるところ(羽幌町犯罪被害者等見舞金支給要綱。以下「支給要綱」といいます。)によることとしており、支給要綱では、支給対象者は犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者で、かつ、いずれも当該犯罪行為が発生した時に町民であった者(東日本大震災による震災避難者等諸事情により町内に居住している者を含みます。)であること、支給対象者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻も含みます。)があるとき、支給対象者が犯罪行為を誘発したとき等社会通念上適切でないとき認められるときは見舞金を支給しないこと等その他必要な事項について定めています。

(日常生活の支援)

第9条 町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

[解説]

第9条では、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるよう必要と認める支援を行うことを定めています。

犯罪等により精神状態が不安定になる等で日常生活に支障が生じた犯罪被害者等に対し、申請手続の補助、医療・福祉サービスその他の平穏な日常生活を営むことができるようになるための支援を行います。

(居住の安定)

第10条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅等への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

[解説]

第10条では、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を羽幌町が講ずることを定めています。

犯罪被害者等は、特に住んでいる自宅で被害にあった場合、あるいは二次的被害を受けないようにするために、転居が必要な場合があります。その際に速やかな居住の安定を図るため、町営住宅等への入居における特別の配慮を行う等の必要な施策を講じます。

(安全の確保)

第11条 町は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

[解説]

第11条では、犯罪被害者等に対する更なる犯罪等による被害（再被害）や周囲の者等からの二次的被害を防止し、心身の安全を確保するため、非常時の通報要領等の再被害を防止するための防犯指導、把握した犯罪被害者等に係る個人情報が流出しないようにすること、支援従事者に対し適切な情報管理を促すことを定めています。

(町民等及び事業者の理解の増進)

第12条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

[解説]

第12条では、町民等の犯罪被害者等支援への理解を増進するために必要な施策を羽幌町が講ずることを定めています。

犯罪被害者等の支援や二次的被害防止のため、また、犯罪被害者等に対する偏見を持つことがない社会を築くためには、町民等が犯罪被害者等の支援について理解を深めていくことが重要です。

そのため、羽幌町においては、広報紙やホームページ等による広報・啓発活動をはじめ必要な施策を行っていくこととします。

(意見等の反映)

第13条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

[解説]

第13条では、犯罪被害者等の施策の策定過程で犯罪被害者等の意見を反映させることを定めています。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきものであり、その求めているものを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って策定、実施される必要があります。

(支援の制限)

第14条 町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

[解説]

第14条では、犯罪被害者等が受けた被害にかかる犯罪等について、当該犯罪被害者等により教唆（他人をそそのかして犯罪実行の決意を生じさせる行為）や、ほう助（物質的であるか精神的であるかを問わず、何らかの方法で犯罪の実行を手助けする行為）があった場合、当該犯罪被害者等による過度の暴行や脅迫等の当該犯罪等を誘発する行為があった場合、支援を行うことが社会通念上適切でないと認めら

れる場合には、支援を行わないことができることを定めています。

また、犯罪被害者等が羽幌町暴力団の排除に関する条例（平成24年羽幌町条例第25号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者であった場合は支援を行わないものとします。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

〔解説〕

第15条では、この条例に規定されている事項のほか必要な事項は、必要に応じて規則や要綱等により定めることを示しています。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第8条の規定は、この条例の施行の日の以後において行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。

（羽幌町安全で住みよいまちづくり条例の一部改正）

3 羽幌町安全で住みよいまちづくり条例（平成11年羽幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

〔解説〕

附則では、施行期日等について定めています。

施行日は、令和7年4月1日とし、第8条の見舞金の支給に関する規定については、この条例の施行の日の以後において発生した犯罪行為により死亡した方の遺族又は重傷病を負った方に適用されることを定めています。

また、この条例の施行に伴い、羽幌町安全で住みよいまちづくり条例（平成11年羽幌町条例第13号）の犯罪被害者等の定義（第2条第4項）及び犯罪被害者等の支援に係る規定（第6条）が重複し、不要となるため、それら関係規定をこの条例の附則で改正することとします。